

令和3年度（令和2年度分）

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査 結 果 報 告

令和3年8月

苅田町監査委員

目 次

I 定期監査

第1	監査の基本方針	2
第2	監査の方法	2
1	監査等の着眼点[荏田町監査基準第2条]	2
2	監査の重点項目	2
3	監査の対象機関及び実施期間等	2
第3	監査の結果の概要	3
第4	各重点項目の監査結果	3
1	契約事務について	3
(1)	監査の内容	3
(2)	監査の視点	3
(3)	監査の結果及び意見	3
2	補助金、負担金、助成金等の交付事務について	4
(1)	監査の内容	4
(2)	監査の視点	4
(3)	監査の結果及び意見	5
3	財産について	5
(1)	監査の内容	5
(2)	監査の視点	5
(3)	監査の結果及び意見	5

第1 監査の基本方針

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年度に執行された事務事業について「荇田町監査基準」及び「実施要領」によりリスクの高い事務事業を重点項目と定めて監査を実施した。

第2 監査の方法

監査の方法は、事前に提出を受けた資料について関係職員から説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また着眼点及び重点項目については以下のとおりとした。

1 監査等の着眼点

[荇田町監査基準第2条]

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的、効率的かつ効果的に執行されているか
- ③ 組織・運営の合理化に努めているか

2 監査の重点項目

- ① 契約事務について
- ② 補助金、負担金、助成金等の交付事務について
- ③ 財産について
 - ・財産(土地・建物等)の管理
 - ・出資による権利
 - ・債権の管理状況
 - ・行政財産及び普通財産の貸付状況

3 監査の対象機関及び実施期間等

①実施期間 令和3年6月22日～令和3年8月10日

②ヒアリング日程及び対象機関(決算審査ヒアリングと同時実施)

ヒアリング日程		対象機関
7月6日	午前	議会事務局 会計課 総合行政委員会事務局 消防本部
	午後	生涯学習課 教育総務課
7月7日	午前	地域福祉課 環境保全課
	午後	税務課 農政課・農業委員会 都市計画課
7月9日	午前	商工港湾課 防災・地域振興課
	午後	施設建設課 上下水道課 住民課
7月12日	午前	子育て・健康課 企画政策課
	午後	土地区画整理課 総務課 財政課

第3 監査の結果の概要

重点項目の項目について、それぞれ関係書類の提出を求め監査した結果、概ね財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。

また検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたことから、各重点項目監査の所見を踏まえて、今後より一層、適切な事務の執行に務められたい。

第4 各重点項目の監査結果

1 契約事務について

(1) 監査の内容

地方公共団体の事業執行にあたっての必要な物品やサービスは、その多くが契約によって調達されるものであり、契約のあり方は行政の適正かつ効率的な執行において重要な役割を果たすものである。また、法では契約の締結について、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められており、指名競争入札や随意契約は「政令で定める場合に該当するときに限り、これを行うことができる。」とされ、物品やサービスの調達は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約又はせり売りによる契約は、例外的な契約方法である。このような状況のもと、今回の監査は、所管課が締結した契約事務が経済的かつ効率的で、法や内部規範に基づき適正に執行されていたかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 契約事務手続きは適正か
- ② 随意契約の理由は法令に照らして適正か
- ③ 長期継続契約やプロポーザル方式等の適用は適正か
- ④ 契約変更の理由や手続きは適正か

(3) 監査の結果及び意見

契約を締結する場合には、法において一般競争入札が原則であり、随意契約などによる契約については理由がある場合においてのみ行われる契約であると認識して事務を行わなければならない。なぜなら随意契約等は簡易な手続きで契約の相手方を決定し、業務の履行を確保できるものであるが、その運用を誤った場合、行政事務の公正性が失われ、ひいては町民の信頼を損ねることになりかねない。

また、契約変更を行う場合においても、その事由及び契約金額の増減の内容が適切で、かつ事務は適時かつ適正に行われることが必要とされており、その運用についても疑義がもたれることのないよう適切に事務を行わなければならないものである。

このように適正な事務を執行するためには、法はもとより町が定める規則や要綱、ガイドライン等の内部規範を遵守し、常に倫理意識をもって説明責任を果たすことができるよう業務を遂行することが求められている。

なお、契約事務について監査を行った結果、概ね適正なものであったが、次の通り契約事務について改善・検討すべき事項が見受けられたので意見を述べる。

① 工事請負契約等における契約変更

「工事設計契約変更事務取扱要綱」では、設計変更できる場合は、やむを得ず原設計を変更する必要がある場合としているにもかかわらず、契約変更となった事例が多くみられた。工事等着手後に様々な事案の発生により設計変更を余儀なくされることは理解できるが、安易に変更契約することの無いよう工事等の発注にあたっては、事前の計画及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更する必要があるしないよう十分に注意するよう努められたい。

② 草刈り業務委託における契約変更

草刈り業務委託契約において、除草後の処分数量が増加したことにより委託料を増額する契約変更を行っている中に、除草の処分数量が当初の見積もりから大幅に増加したにも関わらず、その理由を確認していない事例がみられる。担当課は、契約変更となる理由について委託事業者から聞き取り等による確認を行うなど、不適正な契約の変更が行われることのないよう十分注意するよう努められたい。

また、契約変更した結果、随意契約できる金額を超えることとなる事例がみられたことから、事前の業務委託仕様書等の作成においては、草の処分数量等について適切かつ慎重に見積もるよう努められたい。

③ その他の契約

公共施設に係る契約については、修繕や改修工事等が多く発注されており、町所有施設の多くが老朽化している状況である。このため、公共施設マネジメントに基づき、施設や設備の改修や更新について、計画的な取組を進められるよう努められたい。

2 負担金、補助金、助成金等の交付事務について

(1) 監査の内容

ア 負担金について

負担金は、法令に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金や研修参加の負担金等がある。健全な財政運営を図るため、負担金の支出に当たっても、その目的が明確であり、かつ公益上の必要性を有しており、さらには行政運営の上、経済的かつ効率的な支出に努めていく必要がある。

このため、各課が支出している負担金について、適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

イ 補助金、助成金等について

補助金、助成金等については、法で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、町は公益上必要があると認めた場合にのみ、特定の事業や活動を助長、奨励するために、反対給付なく補助金を支出することができるものである。このため、各課の補助金等交付について、その性質や目的、効果に照らして適正に負担金が交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 負担金支出の目的・効果は適正か
- ② 補助金支出の目的・効果は適正か

(3) 監査の結果及び意見

負担金や補助金・助成金等の支出については、主に前年度から増加や減少があった項目について聞き取りを行ったが、概ね適正なものであった。

また、負担金や補助金等が前年度と比較して減額となっている主な理由については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予定されていた研修会や事業が中止・縮小となったことによるものであった。

3 財産について

(1) 監査の内容

財産については、法で「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されており、町が保有する次の財産を対象として、財産が適正に管理され、有効活用が図られているかについて聞き取りにより検証を行った。

- ① 財産（土地・建物等）
- ② 出資
- ③ 債権
- ④ 行政財産及び普通財産の貸付

(2) 監査の視点

- ① 財産の管理は適正か（売払い、買取、出資、債権管理、目的外使用、貸付等）
- ② 未利用地についてはその活用について検討されているか

(3) 監査の結果及び意見

財産については、今回の監査では主に前年度から増加や減少のあった項目について聞き取りを行ったが、概ねその管理は適正なものであった。

また、公有財産は町の貴重な財産であることから、長期間利用計画が無いまま経過している未利用地については、その利活用や売却等について早急に検討を進め、有効利用が図られるよう努められたい。